

加賀市議会交際費取扱要綱

〔平成 17 年 11 月 9 日〕
議会告示 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 加賀市議会交際費（以下「交際費」という。）の適正化を図るため、支出基準について定める。

(支出基準)

第 2 条 交際費の支出は、次の各号に掲げる経費について、当該各号の基準に従い、支出するものとする。

(1) 会費 次に定める区分における金額とする。

ア 所属する団体等において年会費等として要する経費 当該団体等において定める額

イ 民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として開催される会合等の飲食に要する経費であって、参加者 1 名につき 5,000 円を限度額とする。

ウ 団体等の懇親会等への参加に要する経費

① 当該懇親会等において会費の額が定められているとき 当該会費の額

② 当該懇親会等において会費の額が定められていないとき 懇親会等の目的、形式、場所等を考慮した金品とし、1 名につき 1 万円を限度額とする。

(2) 激励金 競技大会等の激励であって、1 件につき 1 万円を限度とする。

(3) 祝金、祝品 1 件につき 1 万円を限度額とする。

(4) 見舞金（品） 公職者等への病気見舞は 1 件につき 1 万円を限度額とし、災害見舞いは 3 万円を限度とする。

(5) 弔慰金 公職者等が死亡した場合の香典（金、供花）であって、1 件につき 3 万円を限度額とする。

(6) その他 餞別、賛助・協賛金、贈答品等の購入に要する経費又は現金であって、1 件につき 3 万円を限度額とする。

(7) 前 6 号に掲げる経費の支出の際に必要な経費 郵便料、手数料、使用料等

2 前項各号に定めるもの以外への支出及び限度額を超える支出を必要とする場合は、支出の目的、相手方、内容等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲内において決定する。

(見直し)

第 3 条 交際費の支出基準については、社会経済情勢に配慮し、適宜見直すものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。